

# 企業版北九州市道路サポーター制度実施要綱

## (目的)

第1条 この要綱は、北九州市（以下「市」という。）が管理する道路において、地域の企業や団体（以下「企業等」という。）が行う道路の環境美化を図るためのボランティア活動及び歩行者の安全性を確保・向上するために企業等が設置する照明灯について、必要な事項を定めることを目的とする。

## (対象)

第2条 本制度の対象とする企業等は、原則として次の各号のいずれかに該当する団体とする。ただし、本制度と北九州市道路サポーター制度の両方の認定を受けることはできない。

- (1) 市に本社又は支店等を有し、市内で事業活動を行う企業（個人事業主を含む）
- (2) 複数の企業で構成された団体（商店組合や企業体など）

## (活動内容)

第3条 企業等は、次に掲げる事項を行う。

- (1) 歩道（植樹帯、植樹柵を含む）の除草及び清掃【必須】
  - (2) 植樹帯、植樹柵への花植え及び管理【任意】
  - (3) 照明灯の設置・管理（企業所有地内）【任意】
  - (4) 企業等の所有地内に設置している照明灯の夜間点灯【任意】
- 2 前項第1号の活動については、年3回以上かつ5年以上継続して行うものとする。
  - 3 活動区域は原則企業等の事業所周辺の歩道（植樹帯、植樹柵を含む）とする。なお、歩道のない道路に設けられた路側帯も活動区域とすることができる。
  - 4 企業等の事業所から離れた場所を活動区域とする場合は、当該地域の町内会の同意を得るものとする。
  - 5 活動区域の面積は20㎡以上となるように設定するものとする。

## (認定)

第4条 本制度を活用しようとする企業等は、北九州市長（以下「市長」という。）に対し、企業版北九州市道路サポーター制度申込書（様式第1号）に次の書類を添えて提出する。

- (1) 活動区域図（様式第2号）
  - (2) 活動計画書（様式第3号）
- 2 市長は、提出書類の内容を審査の上、企業等を認定する。また、認定を証するため、認定書を交付する。
  - 3 市長は、企業等が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または、暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）もしくは暴力団員と密接な関係を有するものであるときは、認定を行わない。

## (市の支援)

第5条 市は、第4条第2項による認定書の交付を受けた認定企業に対し、予算の範

圏内で次に掲げる支援を行う。

- (1) 企業等の名称を明記したサインボードの設置
- (2) その他市長が必要と認めるもの

(活動報告及び活動計画)

第6条 認定企業は、毎年3月31日までに、当該年度の活動報告書(様式第4号)及び次年度の活動計画書(様式第3号)を市長に提出するものとする。

(認定期間の継続及び認定の解除)

第7条 認定期間は、認定企業から解除の申し出がない場合は継続するものとする。  
2 認定企業は活動を中止する場合は、解除届(様式第5号)を市長に提出するものとする。

(認定の取消)

第8条 市長は、認定企業が、この要綱に従わないとき又は認定企業としてふさわしくないときと認めるときは、認定を取り消すことができる。

(サインボードの設置・管理・撤去)

第9条 市長は、認定企業からサインボードの設置について申請を受けた際には、設置場所及び表示内容について認定企業と協議して決定し、市が設置するものとする。  
2 設置枚数は、1認定企業あたり1枚とする。  
3 サインボードの大きさは、原則、縦35センチメートル、横60センチメートルとする。  
4 サインボードの管理は市が行うものとする。ただし、認定企業は定期的な清掃や点検を行い、破損や劣化が生じた場合は市に報告するものとする。  
5 第7条第2項による認定の解除又は第8条による認定の取消があった場合は、市がサインボードを撤去するものとする。

(照明灯の設置・管理)

第10条 認定企業が設置する照明灯の規格(照度、色彩、照射角度など)及び設置位置については、市と認定企業で協議の上、決定する。  
2 照明灯の設置及び維持管理に係る費用は認定企業が負担するものとする。

(安全の確保)

第11条 本制度に係る活動を行う際には、認定企業の責任において作業を行い、事故等が発生しないように安全に十分配慮した上で行わなければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めのない事項は、別に定める。

(施行期日)

この要綱は、令和8年4月10日から施行する。